

裁判員制度と宗教者

高 佐 宣 長

一

本年（平成二十一年）五月二十一日、周知の通り、裁判員制度が開始された。

八月三日には、初めての法廷が開かれ、マスコミなどにも大きく取り上げられたところである。

平成十六年に法案が成立し、五年間の周知期間を経て、施行に至った。この間、賛否双方の立場から、関連書籍も多数刊行されてはいるものの、国全体としては、必ずしも十分な周知がなされたとは言い難いまま、施行に至ってしまっただけというところなのかもしれない。

本宗内に於いても、宗務院内での研修会も開催され、教区の教研会議でも、裁判員制度をテーマに開催されるなどしているが、宗門として如何に対応するかと言った問題については、ほとんど議論されて来ていない感もある。

裁判員制度については、違憲論を始めとして、制度の様々な問題点が指摘されている。

例えば、本宗の顧問弁護士である長谷川正浩師は、本年の九月に開催された中央教化研究会議に於いて、裁判員制度を取り上げた分科会の問題提起をなされたが、その際に、「裁判員制度への批判」として、次の七項目に要約している。

- 1、重大犯罪に関する事件は、市民に縁遠い。
- 2、健全な常識優位ではない。控訴審には裁判員は加わらない。
- 3、憲法に反する⇨憲法に国民参加の規定がない。何故か。思想、良心の自由
- 4、手抜き審議の可能性がある。裁判員の負担と事実判定能力、部分判決制度
- 5、罰則が多すぎる。
- 6、国民（被用者や自営者）の迷惑を考えない。心の傷はどうするか。
身体の安全、秘密の漏洩（心のケアプログラム
約三千件 裁判員二万人の一割二千人が心のケア必要
専門の相談員をつける）
- 7、能力を理由とする誠実な辞退を認めない。

それぞれに尤もであり、検討し、改善して行かなければならない点を含んでいるかと思われる。とは言え、裁判員制度を批判している方々の意見を伺っていると、必ずしも長谷川師のように首肯させられる議論ばかりではなく、些か「為にする議論」に近いものが多いようにも感ぜられる。

例えば、違憲論の中には、裁判員制度は憲法第十八条の「奴隸的拘束」であるとか「苦役」に当たるといふような議論までなされている。言葉の定義の問題ということになるが、日当報酬も支給される裁判員を、「奴隸的拘束」とまで言い、憲法違反であると言いつてるのは、少々行き過ぎなのではないかというのが、それこそ「健全な常識」であり、一般市民の感覚ではなからうか。

現行の、始まったばかりの裁判員制度が十全なものだとは筆者もむろん考えてはおらず、問題点が多いとも思うが、この制度の是非を論ずる際の最大のポイントは、「裁判への市民参加」をどう考えるのか、ということであろう。裁判への市民参加ということ自体は、評価すべきことであり、望ましいことであると筆者は考えているので、現行の制度を改良し、修正し、見直しながら、制度の充実を図っていくことを、基本的な態度とするのが良いのではないかと思う（申すまでもなく、個人的な見解であるが）。

更に付言するならば、長谷川師の第3項のような憲法に裁判への国民参加の規定がない、とする違反論については、仮にそのように解釈すべきであるとしても、むしろ憲法の方を改定すれば良いのではないかと考える。

問題は、裁判への市民参加を是とするか否かであり、是であるならば、それに合うように憲法を見直せば可いのである。何も憲法を不磨の大典の如く扱う必要はない。

無論、思想・良心の自由、というような問題はあろう。しかしこれも、免責規定をきちんと整備すれば済む話なのではないだろうか（長谷川師の第5項や第7項に関連するであろう）。

素人の印象に過ぎないが、裁判への市民参加という問題は、これまでは、冤罪の防止を主眼として主張され、議論されて来たように思われる。

しかし、この裁判への市民参加の「効果」は、冤罪防止以外にも様々に考えることが出来るのではなからうか。司法は、三権の一つであり、少々大袈裟に言えば、主権者としての国民が、相応の見識を持たなければならぬものでありながら、あまりにも専門家任せにしすぎてしまったような嫌いがあるように思われるが、そうしたことの是正であるとか、我々一般市民のリーガル・マインドを向上していくというようなことにもきつと繋がって行くであろう。

また、法律の専門家は、往々にしてコモンセンス（良識ではなく、常識、共通感覚、市民感覚としての）に欠けるところがあるという指摘も、これまでなされて来たところであり、そうした問題の払拭にも繋がるのではないかと、期待される。

長谷川師などは、裁判員制度というよりは、裁判への市民参加ということ自体に、あまり賛成ではないようであるが、その長谷川師の場合でも、制度が始まってしまった以上は積極的に参加してはどうかという考えをお持ちのようである。

この辺りのことについては、様々な見解や立場があるうかと思われるが、小稿では、裁判員制度そのものというよりは、裁判員制度への宗教者としての対応というようなことを中心に考察してみたいと思う。

二

本年の六月に、真宗大谷派の宗議会などで、死刑制度に反対し裁判員制度の見直しを求める決議などが出された。

死刑制度に反対し裁判員制度の見直しを求める決議

五月二十一日より「裁判員制度」が開始されました。しかし、世論調査などによると八十%あまりの人が、裁判員になることに不安を感じ、参加したくないと回答しています。「自分に人を裁く資格があるのか」「死刑という形で人の命を奪いたくない」と苦悩する人の声が聞こえてきます。世論調査で明らかのように、この制度に關しての国民のコンセンサスは全く取れていません。

「司法制度改革」、「司法の国民への開放」という方向は理解しますが、裁判員になることの辞退を容易に認めず、罰則によって義務付けている点で、国民に物心両面にわたり多くの負担を強いる制度になっています。私たちは、まず、国民に不安と苦悩を強いる、現状の「裁判員制度」を見直し、真の司法改革へ向けた議論の場を持つことを提案します。

また、私たち真宗大谷派は、一九九八年より、死刑執行のたびに抗議声明を発し、死刑の廃止に向けた議論の場を設けることを提起してきました。その議論が十分に果たされていない社会状況の中で、現行の「裁判員制度」を容認することはできません。

もし私たち真宗門徒が、死刑事件に裁判員として関わったとき、自らは死刑の判断をしなくとも、死刑判決に関わってしまったという心の傷は、一生自らを苦しめることとなります。こういった苦悩は、私たち真宗門徒だけでなく、全ての国民が抱く苦悩だと思えます。釋尊は、「殺してはならない。殺させてはならない。」と私たちに教えています。その教えに生きる仏教徒・真宗門徒として、司法改革制度は、死刑を廃止することから始めねばならないと考えます。

私たちは、真の司法改革に向けて、死刑の廃止と「裁判員制度」の見直しに向け、直ちに議論の場を持つことを訴えます。

二〇〇九年六月九日

*原文は横書きのため、アラビア数字を用いているが、引用者の判断で、適宜漢数字に改めた。

翌日付で、真宗大谷派の参議会も同じ決議文を公開している。

「司法制度改革」、「司法の国民への開放」という方向性は理解するとしながらも、「裁判員になることの辞退を容易に認めず、罰則によって義務付けている点で、国民に物心両面にわたり多くの負担を強いる制度」であると批判し、「自らは死刑の判断をしなくとも、死刑判決に関わってしまったという心の傷は、一生自らを苦しめることになりませう」として、死刑制度に反対し裁判員制度の見直しを求めるとする決議である。

管見に入った限り、伝統仏教界で、裁判員制度に対して公式に見解を発表しているのは、真宗大谷派のみ、のようである（平成二十一年十一月五日現在）。

宗教界に範囲を広げると、六月十七日に、カトリックの、中央協議会が、信徒に対して声明を発している。

「裁判員制度」について

— 信徒の皆様へ —

日本カトリック司教協議会は、すでに開始された裁判員制度には一定の意義があるとしても、制度そのものの是非を含め、さまざまな議論があることを認識しています。信徒の中には、すでに裁判員の候補者として選出さ

れた人もいて、多様な受け止め方があると聞いています。日本カトリック司教協議会は、信徒が裁判員候補者として選ばれた場合、カトリック信者であるからという理由で特定の対応をすべきだとは考えません。各自がそれぞれの良心に従って対応すべきであると考えます。市民としてキリスト者として積極的に引き受ける方も、不安を抱きながら参加する方もいるでしょう。さらに死刑判決に関与するかもしれないなどの理由から良心的に拒否したい、という方もいるかもしれません。わたしたちはこのような良心的拒否をしようとする方の立場をも尊重します。

二〇〇九年六月十七日、日本カトリック司教協議会

良心的な判断と対応に際しては、以下の公文書を参考にしてください。

「信徒は、地上の国の事柄に関してすべての国民が有している自由が自己にも認められる権利を有する。ただし、この自由を行使するとき、自己の行為に福音の精神がみなぎるように留意し、かつ教会の教導権の提示する教えを念頭におくべきである」（教会法第二二七条）と定められています。また、第二バチカン公会議が示すように教会は、キリスト者が、福音の精神に導かれて、地上の義務を忠実に果たすよう激励します。地上の国の生活の中に神定法が刻み込まれるようにすることは、正しく形成された良心をもつ信徒の務めです。キリスト教的英知に照らされ、教導職の教えに深く注意を払いながら、自分の役割を引き受けるようにしなければなりません（『現代世界憲章』四十三番参照）。

しかし裁判員制度にかかわるにあたり、不安やためらいを抱く場合は、教会法二二二条第二項で「キリスト信者は、自己に必要なこと、特に霊的な必要、及び自己の望みを教会の牧者に表明する自由を有している」と述べ

られているように、司牧者に相談することもできます。裁判員として選任された裁判員については守秘義務がありますが、裁判員であることや候補者であることを、日常生活で家族や親しい人に話すことは禁止されていません。

死刑制度に関して、『カトリック教会のカテキズム』（二二六七番）では、ヨハネ・パウロ二世教皇の回勅『いのちの福音』（五十六番）を引用しながら、次のように述べています。「攻撃する者に対して血を流さずにすむ手段で人命を十分に守ることができ、また公共の秩序と人々の安全を守ることができるのであれば、公権の発動はそのような手段に制限されるべきです。そのような手段は、共通善の具体的な状況にいつそうよく合致するからであり、人間の尊厳にいつそうかなうからです。実際、今日では、国家が犯罪を効果的に防ぎ、償いの機会を罪びとから決定的に取り上げることなしに罪びとにそれ以上罪を犯させないようにすることが可能になってきたので、死刑執行が絶対に必要とされる事例は『皆無でないにしても、非常にまれなことになりました』。また、日本カトリック司教協議会も、司教団メッセージ『いのちへのまなざし』（カトリック中央協議会、二〇〇一年二月二十七日）の中で、「犯罪者をゆるし、その悔い改めの道を彼らとともに歩む社会になってこそ国家の真の成熟があると、わたしたちは信じるのです」（七十番）と述べ、死刑廃止の方向を明確に支持しています。

なお、聖職者、修道者、使徒的生活の会の会員に対しては、教会法第二八五条第三項「聖職者は、国家権力の行使への参与を伴う公職を受諾することは禁じられる」の規定に従い、次の指示をいたしました。（修道者については第六七二条、使徒的生活の会の会員については第七三九条参照）

聖職者、修道者、使徒的生活の会の会員が裁判員の候補者として通知された場合は、原則として調査票・質問票に辞退することを明記して提出するように勧める。

聖職者、修道者、使徒的生活の会の会員が裁判員候補を辞退したにもかかわらず選任された場合は、過料を支払い不参加とすることを勧める。

*原文は横書きのため、アラビア数字を用いているが、引用者の判断で、適宜漢数字に改めた。

カトリック信者であるからという理由で特定の対応をすべきだとは考えない、各自それぞれの良心に従って対応すべきであると考え、としながらも、聖職者に対しては、「聖職者、修道者、使徒的生活の会の会員が裁判員の候補者として通知された場合は、原則として調査票・質問票に辞退することを明記して提出するように勧める。」とした上で、「聖職者、修道者、使徒的生活の会の会員が裁判員候補を辞退したにもかかわらず選任された場合は、過料を支払い不参加とすることを勧める。」というようなことまで公式見解として発表している。

また、神道系では、神社本庁が、公式見解ということではないが、平成二十一年五月十八日付の機関紙「神社新報」の「論説」に於いて、神職が祭祀を行うことへの影響に対する配慮などに言及しつつも、「裁判員制度への参加は国民の義務として国法に基づくものであり、神職が選任を受けた場合も「社会の師表」として積極的に参加する義務を有するといへやう。」として、国法に基づき国民の義務として参加という方針を示している。

本宗に於いては、平成二十一年十一月現在で、宗門の公式見解は発表されていないが、それに最も近いと思われるものとして、ここでは、平成二十一年三月の第九十七定期宗会での、伊東正光議員の通告質問とそれに対する所管（宗務総長室）の答弁を取り上げる。

本年五月、いよいよ裁判員制度が始まります。国の司法制度改革の大きな柱として登場したこの制度も、実動を目の前にして懸念の声が高まっているようにも思われます。殊に宗教界にあつては、人を裁く、また死刑判決にもかかわる刑事事件の一番判決に對しまして、信仰上の立場から辞退の声も上がっているようです。しかし、辞退の受理はそう簡単にはできないと言います。本宗におきましても、この制度に對する研修を深め、公式見解を出すことは難しいと思いますが、一定の見識が持てるような努力が必要かと思われます。いかがでしょうか。

長宗務総長室長（当時）の答弁は以下の通りである。

裁判員制度でございますけれども、現在、総長室では情報の収集に当たっております。これは宗教界とか、仏教界、どういう反応をしているかという情報の収集を現在やっております。ある程度収集をしたところで、現宗研とも計らいまして、内局会議で精力的にこの問題を審議しまして、もし必要な研究があるなら現宗研、もしくはその他御相談するところがあれば相談して、何らかの形で方向性を見つけていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、現代宗教研究所としては、先述の通り、平成二十一年の中央教研でも、本宗の顧問弁護士である長谷川正浩師をお招きして、問題提起者になつていただき、裁判員制度に對し、宗門として、宗門人として、如何に臨むべきであるのかと、いうことについて考える分科会を設置したところである。

私たちは、裁判員制度の、制度そのものの廃止を求めていくべきなのであろうか。一応三年後に、見直しが予定されているのであるから、それに向けて、例えば真宗大谷派のように、見直しを求めたり、建設的な提言をしていくと

というのがよいのだろうか。

或いはまた、裁判員制度について、檀信徒に対してどう教導していくべきなのであるか。

三

この問題について、宗教者としてという方向性で考えてみる時には、カトリックの例は、明確と言えば明確であり、評価に値するであろう。

即ち、宗教者というのは、この場合、聖職者、つまり、伝統的な仏教用語で言えば出家者であるから、俗界の者に適用されないと、聖職者・出家者独特の「決まり」があつて然るべきである、とする考え方は、成立し得る。つまり、聖職者、出家者には、俗世の立法・行政・司法というような国家の三権には直接関与しない、という考え方である。

すなわち、教会法第二八五条第三項に「聖職者は、国家権力の行使への参与を伴う公職を受諾することは禁じられる」とする規程があるなどしており、裁判員となることは、この規則に抵触するので辞退せよ、という方針を明示しているのである。

しかし、そうした姿勢を、例えば日蓮宗で、或いは仏教界で、取ろうとした場合を想定してみると、有り体に言つて、恐らく一般からの理解は得られにくいのではないだろうか。

我々の多くは、日常的に肉食をし、婚姻関係を結んでいる。制度化こそされていないまでも事実上世襲を採用し、その上で、仏教を存続せしめ、教団を継続してきているのである。一般の眼から見れば、どこが「出家」なのか、と

いうことになるであろう。言うなれば、かつての出家道というものをとつくの昔に終わらせて、出家道を終わらせたところからスタートして、仏教を、或いは日蓮仏教を広めてきているのである。

かかる現状にあるにも関わらず、我々は出家者であるから、俗法にはそういう形では関わらない、というような議論をしても、とても一般の理解を得られるとは思えない（事実、カトリックが、前述のような見解を発表したということを紹介してあるインターネットのサイトには「何様のつもり？」といった書き込みが多数なされている）。筆者自身、違和感を覚えるところである。

かつては、寺請制度の保護の元、僧侶・寺院が、戸籍、課税その他の、国家から課されるところの様々な義務から免除されていた時代があったが、申すまでもなく、我が国の現状はそうしたものではなくなっている。宗教者に対する公的な保護は、公益法人としての認定を受けると課税を免れるという程度であり、それとても、勿論、寺院・教会、すなわち宗教法人が対象であって、我々個人としては、所得税、住民税を始め、各種の税金を納めている。もちろん、ドイツなどで行われている教会税のような庇護も受けているわけではない。

明治五年に肉食妻帯畜髪勝手たるべしという太政官布告が出された際、仏教教団は肉食妻帯を政府に強制されたわけではなかった。自前の教団規則（戒律）を以て教団を運営して行くことは無論出来たのであるけれども、それをせずに、肉食妻帯を採用したのである（政令自体が実状の追認であったとする見解もあるが、その辺りについては、小稿の議論の範囲を超える）。

宗教者というのは、この場合、聖職者、つまり、伝統的な仏教用語で言えば出家者であるから、俗界の者には適用されないとこのころの、聖職者・出家者独特の「決まり」があつて然るべきである、とする考え方は、それ自体としては

成立し得ることは前述した。しかし、こうした歴史の上に成り立っている仏教教団が、裁判員制度が始まったからといって、カトリックの真似をして、宗教者には宗教者独自の「決まり」があり、聖職者、出家者は、俗法の三権には関与しない、と言ってみても、通用しないのではなからうかというのが、筆者の基本的な考え方である。

では、こうした考え方に立った上で、真宗大谷派のような姿勢はどう評価したら良いのであろうか。

真宗大谷派は、死刑制度を採用し続けている我が国の現状を踏まえ、そこに裁判員制度を導入することの非について主張している。

筆者は、死刑制度自体については、特に研究をしているわけではなく、個人的にその存続に異論を持っている程度であるので、ここでは、死刑制度自体の存否については論じない。

右に引用したように、真宗大谷派は、

もし私達真宗門徒が死刑事件に裁判員として関わった時、自らは死刑の判断をしなくとも、死刑判決に関わってしまったという心の傷は、一生自らを苦しめることになります、こういった苦悩を私達真宗門徒だけでなく全ての国民が抱く苦悩だと思います、

と声明文を出している。

余り他宗の文言を云々するのも如何かとは思いますが、筆者は、個人的に、こうした表現を用いるのが果たして宗教者として適当なのであろうか、という違和感を否めない。

権力の側に向けて、予防的に発信している文言であらうから、そうした文脈を考慮するとしても、実際に裁判員に選ばれてしまった人がこれを読んだ場合、どう感じるであらうか。

大谷派の声明にある通り、裁判員制度はとんでもない制度である、と考える方の中にはあろう。しかし、筆者には、まるで、裁判員に選ばれた貴方がたは心に傷を持ちなさい、とか、心に傷を持たない輩は冷血漢である、とでも言っているに等しいように受け取れる。

ここに一冊の裁判員制度批判の書がある。

小浜逸郎著『死刑か無期かはあなたが決める―冗談じゃない、たった三日の審議であなたは他人の余命を決定できるか』。

既述の通り、裁判員制度を批判する側は、過度にセンセーショナルな、或いは扇情的な物言いをする傾向が著しいように思われる。

死刑か無期か。裁判員制度では、確かに、刑期まで決める。この点の是非については、大いに議論の余地があると、筆者も考えるところである。

裁判員は、刑期を、——小浜氏の表現を使えば、「死刑か無期か」をも含めて決めるのではあるが、しかし、それは決めるようでいて本当に決めるわけではない。

裁判員は、もちろん一応判決は出すけれども、所詮は一審なのである。

二審以上には、裁判員は関わらない。職業的な裁判官が判断するのである（裁判員が一審にしか関わらないことを問題とする議論もあるが、ここでは論じない）。

つまり、筆者がもし、裁判員裁判で死刑判決を受けたとしても、それは筆者が死刑になることが決定されたわけではなく、その判決が筆者の意に染まなければ、筆者は控訴することができるのである。従って、筆者が一審の判決である死刑に服したとすれば、それを決めたのは筆者自身であると言うことも出来る。

要するに、裁判員の決定は、死刑か無期かを決めることには全くならないと言い得る。

であるとするならば、裁判員になって、判決を下さなければならぬ立場に置かれた人に対して、そのことが心の傷にならないように、「あなたがたが決めることは、その人を殺すという決定ではありません」、「たとえ死刑という判断をしたとしても、それはあなたが人を殺すというようなことには決してなりません」、というメッセージを發して、裁判員をケアすることこそ、むしろ我々のなすべきことなのではないだろうか。

我々宗教者は、不安を煽ったり、心に傷を持つのが当たり前である、と聞こえるような言説をなすべきではないのではなからうか。

勿論、現行の裁判員制度には、見直すべき点はいろいろあるが、我々が宗教者としての立場や観点から、裁判員制度に対処して行こうとする場合には、いたずらに教条的にならないように注意し、様々な立場の人びとの心の有り様に寄り添うことこそが、宗教者に求められるところなのではなからうか。

研究というには程遠い内容ではあるが、一つの問題提起として発表する次第である。